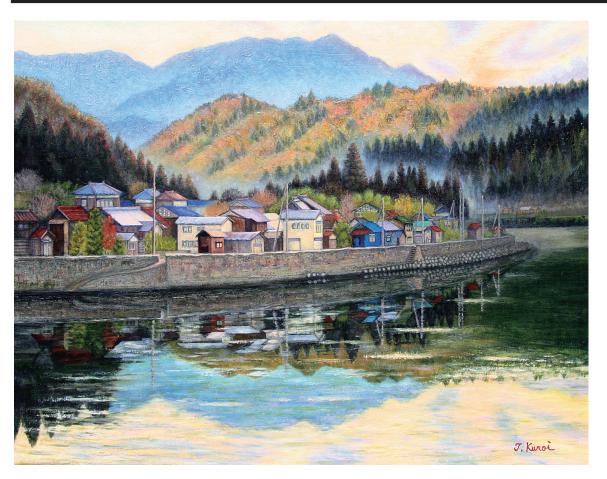
めざします企業の繁栄と社会への貢献

るほうじんの意



小花地の暮色」

男

(五泉市

法人会は異業種交流のパイオニアです。

新津支部 (新津商工会議所内)

五泉支部 (五泉商工会議所内)

村松支部 (村松商工会内)

小須戸支部 (小須戸商工会内)

東蒲支部 (津川商工会内)

東蒲支部 (津川商工会内)

発行的
 工工工
 二五六
 二五六
 二二五
 二五
 二二二
 二二
 二二

上次5 P4 P2 P4 P4 P2 P4 P4 P2 P6 P2 P2 P7 P2 P3 P2 P3 P3 P3 P3 P4 P3 P3 P5 P3 P3 P6 P3 P</

g [

4

平成二十四年度

会長 春日忠男氏会長に 高橋三吉氏 選任される 勇退



き盛大に開催されました。 署内山功署長をはじめ、多くの ル「美好」において、新津税務 こ来賓の方々のご臨席をいただ 一十分より秋葉区新津駅前ホテ 去る五月二十五日俭午後二時

に移行すべく可決承認されまし 会員総意のもと、公益社団法人 日開催の「臨時総会」において 検討を重ね、昨年の十一月十七 会は公益法人認定に向けて鋭意 ち、法人会の現状として、「法 公会法」の改正に伴い、当法人 先ず高橋三吉会長が挨拶に立

以降公益移行認定にむけて申

いて当法人会は「公益法人とし の「公益法人認定審議会」にお 務めて参りました。 請書をはじめ関係書類の作成に 平成二十四年一月十九日開催

> 付され受領いたしました。 平成二十四年三月二十一日付け で「公益社団法人認定書」が交 て相当である」旨の答申を頂き、

その後、登記申請に必要な関

す。以上述べられ次第に基づき の第一回通常総会でございま もって「公益社団法人新津法人 散登記」を行うと共に、 ものであります。 係書類を整え、四月一日付けで 人会が「公益社団法人」として 会」の「新設登記」を完了した 「社団法人新津法人会」の「解 よって、このたびは、 、同日を 新津法

第一号議案

議事に入りました。

報告事項 平成二十三年度 決算報告承認に関する件

1)理事会承認事項 平成二十三年度事業報告 平成二十四年度事業計画

どおり可決承認されました。 慎重審議の上満場異議なく原案 以上議案について詳細説明の後、 平成二十四年度収支予算

◎新津税務署長表彰

吉田和久(五泉支部) 株吉田印刷所

受賞者

受賞者 ◎優良経理担当者表彰 田辺けい子(新津支部) ㈱カワマツ

退席されました。 後任として副会長の春日忠男氏 ます。ついては、平成二十四年 よって、当法人会の代表理事(会 代表取締役を退任いたしました。 の祝辞を頂いた後、高橋会長は いて皆様の承認をお願いする いたしました。本通常総会にお 代表理事に選任することに確定 るところ満場一致拍手をもって 五月十日開催の理事会において 長)は本日をもって辞任いたし 「この度、私事であるが会社の (新津支部)を推薦し、諮りた 以上述べられ、 続いて新津税務署内山功署長 高橋三吉氏は

定款 (役員の選任) 第四章

び専務理事は、理事会の決議に よって理事の中から選任する。 第十二条2、会長、 副会長及

理事会

(権限)

及び専務理事の選定及び解職 第二十八条 (3)会長、副会長

講演会聴講風景

合通常総会

内山 功 新津税務署長



新津税務署長表彰式





記念講演 岸 博幸 氏

期は前任者の残任期間とする。 尚 新代表理事春日忠男氏の任

津法人会通常総会の全部を終了

勤続年数 四十年

いたしました。 以上をもって公益社団法人新

平成24年度

行い、

革の理念と活動に立ち返る機会 なお、今回の公益法人制度改

行うこととしている。

活動の基本方針

と捉え、

法人会の原点であ

「税」に関する活動に軸足を置

識の普及、 持・発展と税制行政の円滑な執 業と地域社会の健全な発展に寄 行に寄与するとともに、地域企 公益法人として、 設立登記し新発足しました。 与することを目的とした事業を て平成二十四年四月一日付けで 公益社団法人新津法人会とし 税制、税務に関する提言を 公平な申告納税制度の維 納税意識の高揚に努 本会は、 税知 業に取り組むこととしました。 も配慮しつつ以下に掲げる諸事 を入れると共に地域の活性化に 構築を図るために会員増強に力 きながら、組織・財政基盤の再

主な事業計画

(4)税の広報事業

(3)租税教育事業

流及び福利厚生に資する事業

会員支援のための親睦・交

(2)地域の社会福祉や環境問題

などの改善に資する事業

(1)税に関する研修・セミナ 改善等を図るための事業 税を巡る諸環境の整備

(3)青年・女性部会の充実(2)広報活動の充実 (4)法人会員の福利厚生の向 に資することを目的とする

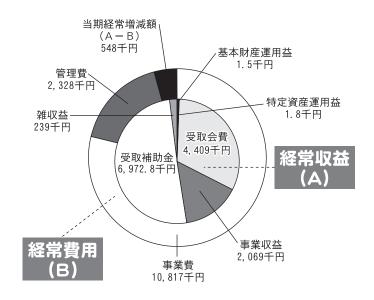
①講演会・セミナーの開催事 備・改善等を図るための事業 (5税の調査研究(支援を含む) 地 及び社会への提言事業 域の経済社会環境の整

の連携強化を図る事業 官庁との連携を図る事業 その他、本会の目的達成

国法人会総連合・新潟県法 人会連合会及び友誼団体と 本会の活動に関係する諸 本会の組織を充実し、 全

平成23年度決算書

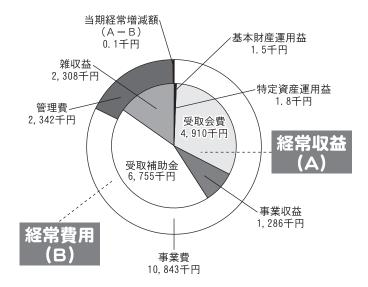
平成24年5月25日の総会で承認されました。



(内円=収益/外円=費用)

平成24年度予算書

平成24年5月25日の総会で承認されました。



(内円=収益/外円=費用)

署長着任のあいさつ



新津税務署長 敏

思っております。どうぞよろしくお させていただくことを大変光栄に このたび皆様と縁あってお付き合い 局の徴収部で主任訟務官を務めて 新津税務署に勤務することになり、 新潟県での勤務は約十三年ぶりと おりました。出身は新潟県ですが、 署長に着任いたしました簿 敏朗で なります。自然が豊かで歴史のある ございます。前任は関東信越国税 この度の人事異動で、 新津税務

して厚くお礼申し上げます。 員の皆様のご理解、ご協力に対しま の皆様の日ごろからのご尽力と、会 ます。春日会長をはじめとする役員 協力をいただいていると承っており 普及や納税道義の高揚に多大なご れましては、各種研修会等の開催や 会報誌等の発行を通じて、税知識の 公益社団法人新津法人会におか

国の財政がますます厳しくなる中 ローバル化が急速に進み、社会保障 税のあり方がその使い途とともに、 給付などの増加や経済変動により く環境は、少子・高齢化や経済のグ 層身近で重要な課題となってきて さて、最近の税務行政を取り巻

「納税者の自発的な納税義務の履 このような中で国税庁の使命は

> るよう、サービスの充実に努めてお 便利・スムーズ」に行っていただけ 税者の皆様に申告・納税を「簡単・ であり、その使命を果たすため、納 行を適正かつ円滑に実現する」こと

のご理解、ご協力をお願い申し上げ ておりましたが、今後ともより一層 法人会の皆様におかれましては、こ でいきたいと考えております。新津 ×の一層の普及及び定着に取り組ん ましても、今後も引き続きe-Ta 度の国税庁全体としての利用率が れまでも多大なるご支援をいただい 53%になりました。私どもといたし 各位のご協力も得て、平成二十三年 ム(e-Tax)については、関係 特に、国税電子申告・納税システ

ては、適正かつ円滑な執行に取り組 ども税務に携わるものといたしまし の趣旨・内容をきちんと踏まえ、私 行うこととなりました。この法改正 ての不利益処分について理由附記を 基づき調査を実施するとともに、全 ました。これにより、平成二十五年 の観点から国税通則法が改正され 納税者の予見可能性を高めるなど んでいきたいと考えています。 一月から定められた税務調査手続に 私たちは税務行政の担い手とし また、先般調査手続の透明性と

のご支援が必要不可欠であると考 が、そのためには新津法人会の皆様 て、適正公平な課税の実現を目的に 日々精進してまいる所存であります

ますようお願い申し上げます。 今後ともより一層のご協力を賜り 結びに、公益社団法人新津法人

まして、私の着任の挨拶とさせてい 健勝とご繁栄を心から祈念いたし 会の益々のご発展と会員の皆様のご

日本の心を忘れた日本人

何五十嵐会計事務所

世界一と謳われたものです。 なくても泥棒は入らないし、 てきました。ですから家に鍵をかけ 互いに助け合い、励まし合って生き われてきました。貧乏で有ってもお い、何と美しい人種なのだろうと言 は、日本人の心は世界でも類を見な 心が壊れています。明治の時代まで 自殺だ殺人だと完全に日本人の

ケジメが有ったし、情というものが 面倒を見て連れて行ってくれたもの ですから、やって良い事と悪い事の 日本の心を持った年寄りがいたもの です。戦後の日本には、まだ少しは 行に行けない生徒がいると、先生が 有ったように思います。

裁が有りました。サラリーマン化し きない事も常態で有ったと思いま 話ではないですが、貧困で生活がで た現在の生活形態での村八分騒動 れませんから、「村八分」という制 す。協力し有って行かないと生きら では有りません。「姥捨て山」の昔 (関川村)とは根本的に異なります。 昔が全部良かったと言っているの

まだ私が小学校のころは、修学旅

がっただけでなく、他人に良い事が 現在は、お金、お金の亡者になり下 は、全く時間の過ごし方が異なりま サラリーマン化した時代のお盆とで 農耕民族時代のお盆と、ほとんどが 足を引っ張ってきます 有ると、「妬み」、「恨み」をもって す。すっかりアメリカナイズされた

の結果が西洋かぶれの現在の日本の 化に学べと邁進し、日本の文化は駄 姿です。(武士道も全部捨てました) 目なのだと切り捨ててきました。そ 明治維新後の日本人は、西洋文

てくれていますか。 険事務所、その他の役所関係職員 ど分かるはずが有りません。社会保 の分からない人間に庶民の気持ちな 出ていないと出世はできません。情 を見てください。情を持って対応し 地方の市役所であっても一流大学を いと人間扱いをしない国の官僚達。

の差にまでなってきているように感 面の貧富の差が激しく、その差が心 ます。でもこの頃は、余りにも物資 道路が有り、人が住む集落も有り であったはずです。どんな山奥にも 何とか生きて来た、資源の無い日本 助け合い、励まし合い、みんなで

東日本大震災で、まだまだ日本も捨 の最大の原因になってしまいました。 名のもとに、人間のエゴが地球破壊 住む動物です。文明の進化という美 ではないでしょうか。人間も地球に なり、悪い方向に向かっている元凶 すが、これに反比例して心が貧しく 大いに結構な事だとは思いたいので ん。世の中がドンドン便利になって.

字が刻まれていて、それぞれの各部

「隹」・下に「足」・左に「矢」の文

分に口を加えると「吾」・「唯」・

「足」・「知」ると読みます。分を知

学歴最優先主義で、東大を出な

じます。

文明の進化は悪い事ではありませ

てたものでない事が分かりました。

ち直りはできると他人様は言い放つ。 の形が彫って有り中に手洗い水が の協力が有っての事なのに、貴方に じゃあ自分でやったら。大勢の方達 入っています、上から「五」・右に 水鉢)があります。真ん中に「口_ 本当に協力してくれる人は何人。 京都龍安寺に銭形のつくばい(手 企業再生を果たした企業を見て そんなことをすれば誰だって立

が生じてきます。(見栄や無理だっ りなさいと言うことでしょう。 て本当の自分への偽りです) 分相応を理解していないから「偽」

煩悩を捨てましょう 欲をかいても死ぬときは置いて行く

ちで、凡人には悩みが絶えません。 毎日。能力をお持ちの皆様から見れ るがあっちにゴッツン、こっちに の限界に挑戦とカッコを付けてはい ば何をやっていると言われるのが落 ゴッツン。年中頭を撲つけて反省の か。これまた煩悩の固まりで、能力 さ~てさて自分自身はどうなの

考えましょう。 気持ちが「わくわく」することを |知辛い世の中ですが人間として



年末調整説明会の日程のおしらせ

| 開催日 | 開催時間 | 開催場所 | |
|-----------------|---------------|-----------|--|
| 平成24年 11月20日(火) | 13:30 ~ 15:30 | 阿賀町文化福祉会館 | |
| 平成24年 11月21日(水) | 10:00 ~ 12:00 | 新津地区市民会館 | |
| 十成24年 11月21日(初 | 13:30 ~ 15:30 | 第一会議室 | |
| 平成24年 11月22日(木) | 10:00 ~ 12:00 | 五泉市福祉会館 | |
| 十八八八十 11月22日(水) | 13:30 ~ 15:30 | 1. 水川畑仙云娟 | |

ご都合の良い日時の会場にお越しください。

ご不明な点は新津税務署法人課税部門までお問い合わせください。

☎0250-22-2171 (直通)

税に関する情報は国税庁ホームページへ

Q:確定申告書を作成したい

A:確定申告書等作成コーナーをご利用 ください!!



金額等を入力 してね



インターネットで送信!



送 信

※事前準備が必要です! **C-Tax** 国税電子申告・納税システム

Q:税金について調べたい





A:動画と図解で 分かりやすく!



郵送もOK





※プリントアウトして郵送!

A:よくある質問に対する回答を掲載して います!

タックスアンサー



インターネット上の 税務相談室です。

www.nta.go.jp

国 税 庁

検索

平成24年7月10日発令 新津税務署 法人課税部門 人事異動

新 任

| | • | | |
|------------------|-----|-----|----------------------|
| 新所属・職名 | 氏 | 名 | 旧所属・職名 |
| 新津税務署 署 長 | 餺 | 敏朗 | 関東信越国税局 徴収部 主任訟務官 |
| 新津税務署 総務課長 | 土生酒 | 車 茂 | 浦和税務署 資産課税第一統括官 |
| 新津税務署 法人課税統括官 | 原田 | 昭裕 | 新発田税務署 法人課税統括官 |
| 新津税務署 法人課税上席官 | 黒井 | 陽子 | 新潟税務署 審理専門官付(法人) |

転 出 者

| 新所属・職名 | 氏 | 名 | 旧所属・職名 |
|---------------------------|----|----|------------------|
| 関東信越国税局 課税第二部 酒類業調整官 | 内山 | 功 | 新津税務署 署 長 |
| 関東信越国税局 徴収部 管理運営課 課長補佐 | 松澤 | 亮 | 新津税務署 総務課長 |
| 長岡税務署 特別国税調査官 | 田中 | 繁博 | 新津税務署 法人課税統括官 |
| 新発田税務署 法人課税上席官 | 中村 | 博幸 | 新津税務署 法人課税上席官 |

新津労働基準監督署からのお知らせ

○平成24年度 全国労働衛生週間の実施について

「心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理」

9月1日~9月30日 ●実施期間 10月1日から10月7日

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、今年で63回目を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛 生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保等に大きな役割を果たしてき ました。

我が国における業務上疾病による被災者は長期的には減少してきたものの近年は横ばいとなっており、昨年は7,779人と前 年に比べ4%減少しました。一方、一般定期健康診断の結果何らかの所見を有する労働者の割合が平成23年は52.7%とやや 上昇したほか、印刷業での胆管がんの発生が問題になるなど職場のリスクは依然として存在しています。

また、我が国の自殺者3万人超のうち約2,700人が勤務問題を原因・動機の一つとしていること、メンタルヘルス上の理由 により休業又は退職する労働者が少なからずいること、精神障害等による労災認定件数が高い水準で推移していること等から、 職場におけるメンタルヘルス対策の取組みが重要な課題となっています。

第11次労働災害防止計画は今年が最終年となることから、以上の状況を踏まえ、その目的達成に向けて、事業者等が労働 者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着実に取り組み、健康を確保する必要があります。また 事業者や管理監督者、産業保健スタッフ等によるメンタルヘルスケアの積極的推進により、労働者がメンタルヘルスに関する 措置を受けられる職場を実現することが求められています。さらに、労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図る観点か ら、受動喫煙のない職場の実現を図ることが重要です。

このような観点から、本年度は、「心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理」をスローガンとして全国労働衛 生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の推進を図ることと しております。本週間を契機として、それぞれの職場において、労働衛生管理の重要性について認識を深め、日頃の衛生活動 の総点検を行い、労働衛生管理水準の向上に努められるようお願いいたします。

○労働保険の加入手続きはおすみですか

「本気で考えて―。労働保険」

労働保険とは、労働者災害補償保険(一般に「労災保険」といいます。)と雇用保険とを総称した保険制度のことで、昭和50年に労働保険が全面適用されてからは、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っている事業主は労働保険の 加入手続を行わなければならないことになっています。

労働者とその家族の生活と安心のため、労働保険の加入は事業主の責任と義務です。成立手続を行うよう指導を受けたにも 関わらず、未手続の事業主には、追加の徴収金が課される場合があります。また、未手続事業場で労働災害が発生した場合、 保険給付に費用を徴収されることがあります。

※詳しくは新津労働基準監督署(0250-22-4161)へご相談ください。

新津からのお願い

)来春新規学校卒業予定者の採用をお願いします

平成25年度3月新規高等学校卒業予定者の求人受理が6月20日から始まりました。

リーマンショック以降、景気の回復が遅れていることから求人数は就職を希望する生徒の数を大きく下回っています。ハロー ワーク新津管内では、例年200名程の就職希望者がいる中で、何名かの生徒については就職未決定のまま卒業を迎えてしまい、 4月以降も引き続きハローワークにおいて職業相談を続けている状況にあります。学校卒業という大きな節目に良い就職がで きないと、生徒のその後の人生まで大きく左右されてしまいます。卒業までに何とか希望者全員の就職先を決定できるような 充分な数の求人が必要です。

厳しい社会情勢にあることは生徒もよく認識しており、就職意識は非常に高くなっていますので、今が優秀な人材を確保す る絶好のチャンスでもあります。地域の将来を担う労働力となる高校生の地元就職を促進するためにも、1名でも多くの求人 申し込みをお願いいたします。

ハローワークでは「求人開拓推進員」を配置しておりますので、電話にてご連絡をいただければ、事業所を訪問して求人申 し込みのご相談をさせていただきます。是非、ハローワーク新津(025-22-2233)までご一報願います。

○平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります

「障害者の雇用の促進に関する法律」では事業主に対して、雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者 の割合が一定率以上になるよう義務づけています。

民間企業の法定雇用率は、平成25年4月1日から、現在の1.8%から2.0%へ引き上げに、また、障害者雇用をしなければならない事業主の範囲も、従業員56人以上から50人以上に変わります。 障害者雇用率制度に基づく雇用義務を履行しない事業主は、法律に基づき雇入れ計画作成命令などの行政指導を受けるとと

もに、その後も改善が見られない場合は企業名が公表されます。

また、事業主間の負担の公平を図るため、「障害者雇用納付金制度」により、法定雇用率を下回っている事業主(従業員 200人超)からは法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に、法定雇用率を上回っている事業 主には作業施設・設備の改善や職場環境の整備などの経済的負担を軽減するための障害者雇用調整金、報奨金、各種助成金等 を支給しています。

納付金制度について、また、各種助成金のご利用や職場定着に向けた人的支援などについては、ハローワーク新津までお問 い合わせください。